

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月1日(火)午後1時30分から午後2時19分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 44(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稻田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘		
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子	10番	河野 秀雄
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示

4. 欠席委員(2名)

農業委員 10番 清家 儀三郎

最適化推進委員 6番 岡山 正喜 23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

24番 渡邊 与志樹 1番 井上 惣一

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告題2号 農地法第6条第1項の規定による報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について

報告第4号 諸証明について

(令和7年5月16日～令和7年6月13日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任について

議案第5号 米の価格高騰対策と安定供給体制の確立を求める意見書(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅崎 裕文 次長兼管理係長 中島 慶和

農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳

一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課林業係長 寺坂 充光

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員21名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和7年7月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、岡山委員、渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に渡邊与志樹委員、井上惣一委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。報告の前に議案の訂正をお願いします。

議案書8ページをご覧ください。議案書8ページ、農地法第5条の規定による許可申請承認についての第7号のうち、借受・譲受人の住所ですが、松山市松森町となっておりますが、森松町の間違いでございます。訂正をお願いします。

訂正は以上でございます。

(報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は26件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページから7ページに記載しております。

すので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

26番について説明いたします。◇◇◇◇さん、お父さんが昨年亡くなりましてご本人も耕作を続ける意思がないために、予てより◇◇◇◇さんに購入を願っていたところ、この度、所有権移転ということになりました。以上でございます。

それと27番、失礼します。◇◇◇◇さんなんですけれども、補助事業で改植、モノレール等を取り組んでおられまして、園地の経営移譲は既にお父さんから◇◇◇◇さんの方に移っているんですけれども、借主を◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへ変更するようにとJAの方から要請があったためのお願いでございます。それで、新たに賃貸借権設定ということになりました。以上でございます。

《末光委員》

28番について説明いたします。◇◇◇◇さんの畑なんですけど、◇◇◇◇さんは松山へ在住で、一応年齢的そして地理的、そこらがありまして耕作できないことで、◇◇◇◇さんが新規に野菜を作るということで耕作してもらおう、ということです。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

29番について説明いたします。譲渡人の◇◇◇◇さんは高齢でありまして、この度◇◇◇◇君に経営移譲ということで、使用貸借権の設定をいたしました。◇◇◇◇君は真面目に柑橘農業をされており、問題ありません。

《白井委員》

30番から32番についてご説明をいたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親子関係になります。◇◇◇◇さん、3月末で退職されまして、認定新規就農申請の為、使用貸借権を設定するという申請でございます。◇◇◇◇さん、熱心に農業やられていますので、何ら問題ないと思います。

31番につきましては、◇◇◇◇さん、高齢によりまして耕作をできないということで◇◇◇◇さんが経営拡大のため所有権移転をする、という申請でございます。何ら問題ないと思います。

32番、◇◇◇◇さん、山梨県に在住しているものでなかなか耕作ができないということで耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが自家消費のため野菜等を耕作を

する、と。新規耕作になりますますが熱心にやられるそうですので、所有権の移転でございしますが、何ら問題ないと思います。以上です。

《井上惣一委員》

33番について説明いたします。◇◇◇◇さん、この方ご主人さんが亡くなっておりまして、その為の経営縮小ということの所有権移転です。◇◇◇◇さんは真面目にみかん作りをしておりますので、問題はありません。

続きまして、34番、35番、36番について説明いたします。3つ共◇◇◇◇さんからの所有権移転です。◇◇◇◇さんもご主人が亡くなっており、高齢でもあり耕作ができないということです。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん。3人共真面目にみかん作りをしておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

《加賀山委員》

37番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢による経営縮小ということで耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。所有権移転です。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

38番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢による経営縮小ということで耕作者を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんが所有権移転ということで耕作をするということになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業にとり取り組んでおられまして、何ら問題ありません。

《躰長委員》

39番、40番について説明をいたします。39番は、◇◇◇◇さんが高齢で耕作ができないということで経営拡大したいと考える◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。

40番は、◇◇◇◇さんが高齢で耕作ができないということで、経営を拡大したいと考える◇◇◇◇さんが所有権を移転して耕作をするものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおり、39番40番共問題はないと思います。

《河野秀雄委員》

失礼します。それでは41番から48番まで、説明をしたいと思います。41番ですけど、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇君に経営移譲、親子関係であり◇◇◇◇さんが年金を受給するということで、経営移譲することに決まりました。問題はないと思います。

42番から43番、44番、◇◇◇◇君が先代が当たっていた◇◇◇◇さんの畑を引き続き耕作する、ということで話がまとまりました。

43番ですが、これも◇◇◇◇さんの分を◇◇◇◇さんが作っていて、これも経営移譲を引き続きするというので、問題はないと思われま。

44番ですけど、◇◇◇◇さん、会社員になってしましまして家の農業はやっていません。それで、近くの◇◇◇◇さんが園地を引き続き所有権移転ということで、解決をしております。

45番から47番まで、◇◇◇◇君が新規就農ということで、45番はお父さんの畑、46番はお父さんが◇◇◇◇さんから借り受けた圃場です。

47番は、近くの◇◇◇◇さんの畑を耕作するという話で話がまとまりました。

48番なんですけど、先だって、これ、26日に会長副会長、理事の方と立ち会いの元、現地確認をしております。これ、◇◇◇◇さんが東京の方の人なので管理ができないということで、◇◇◇◇君、今日、新規就農ということでまとめて当たっております。何ら問題ないと思われま。

《上谷委員》

49番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、親子関係で生前贈与による所有権移転となっております。◇◇◇◇さん、今年度新規就農ということで、大変意欲のある農家さんです。何ら問題ないと思いま。

《兵頭委員》

50番について説明させていただきます。貸出人◇◇◇◇さんですが、100歳近くの高齢で独身のままお亡くなりになりました。兄弟、甥、姪ほとんど亡くなっております。それで、遠縁に当たる方が、何とか耕作していただかないと放任園になってしまうということで、探しておりました。

そしたら、田んぼをですね、生前の時から、3号の26番で出ておりましたけれども、使用貸借権で耕作をしておりました◇◇◇◇君、32歳。若いですが、お勤めしながら農業も熱心に頑張っていることです。その方が引き続いて耕作をしようかという形で、所有権移転という話がまとまりました。何ら問題がないと思っております。

《船田委員》

51番について説明します。これは、清家さんがちょっとお休みなので、私船田が申します。51番は、◇◇◇◇さんはちょっと耕作ができないということで耕作をしてくれる人を探してまして、近くで熱心に農業をされている◇◇◇◇さんという人が耕作するという話で話がまとまり、所有権を移転することになりまして、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。議案個別の議案については質問はないんですが、1号議案について、農地法3条についてなんですけれども、非常に議案を多く感じます。

今まで私、長いことやってますけれども、3条でなかなかこれだけ出て来なかった、おそらく中間管理機構による集積計画というのが、コストがかかったりとか、時間がか

かったりということでは避けられとるのではなかろうか、と推測するわけでございます。実際のところ、どうなんでしょうか。

また、事務局の対応としても、こういう所有権移転なり、賃貸借上がってきた場合に、農地法の方が早いですよ、みたいなことを言われるのか、その辺のところをお教え願えたらと思います。

《 会 長 》

はい、事務局お願いします。

《中島次長》

はい、確かに、今回3条が多くなっております。仰るとおりですね、中間管理事業との関係で、とにかく権利関係移転をですね、急ぐと言われる方が今回、結構多くおられましてですね。どうしても、機構を挟むと時間がかかってしまう、特に、所有権移転の場合はどれぐらいかかるのか、今のところちょっと分からないような状況でございます。そういった関係からですね、もう、それだったら3条でという方がちょっと多かった、というような状況でございます。以上です。

《 会 長 》

井上委員、よろしいですか。裁判の件もあったりして、赤の他人同士の3条というのはなるだけ基盤法でやってくれ、というあれがあったんですけども。その、時間がかかる。今、愛媛県は手数料取ってないですけども、手数料を取っている県もありますので。そういうことで、いろんな情報見て、やっぱり中間管理機構等促進計画は、と言うて遠慮される方も多いかなと思いますので。事務局、何か問題はありますか。3条が増えたということは。

《中島次長》

事務局的には、先ほど会長も言われましたとおりですね、3条の、特に賃貸借の場合は自動更新がかかってしまう、というところですね。これが、やはり一番大きな問題かな、というふうには思っております。その為にできた基盤法であったわけだと思っております。同じような、機構、介せば同じような取り扱いになるんですけども、やっぱりどうしても手続きが煩雑で時間がかかってしまうというところが、やはり問題かな、というふうには感じてはおります。

《井上和久委員》

賃貸借の場合、その期限を定めておけば、定めのないということにならんわけですけども、全てこれは、ちゃんと期限を定めて契約されとるんですか、この3条は。

《中島次長》

はい、期限があってもですね、農地法3条の場合は、その期限が切れる時にお互い何もアクションしなければ、自動更新として期限の定めがない契約に移行していきま

す。最長50年という形になってしまいます。

《井上和久委員》

大変ですが頑張ってください。

《 会 長 》

前回の件から、一応、3条の契約書には一応、期限が切れても前の契約と同じ期間でということを書いて、と。

《中島次長》

そういった記述は多分認められないんじゃないかというふうなところがありますので、ちょっとこれ、そこは、多分3条の契約書には書いてなかったと思います。

《 会 長 》

書いてないの。いや、書いとったらな。法的に云々はあっても、双方契約の時に契約書に書いとけばそれが有効と認められるということもあるので、そこらを果たしてないと、また今回、今回というか前々回出たような裁判になってくる、という心配もありますので。

《中島次長》

おそらくですね、詳しく調べてないんですけども、農地法上の契約の時にですね、借りる側に不利になるような条項は入れられない、という。仮にあってもですね、無効になるというふうな取り扱いになりますので。農地法で、自動契約更新は期限の定めのないところについてしまうということであれば、おそらく、そういった条項は入れられないのか、入れても無効になる可能性というのも、ちょっと考えられます。ちょっと、そこまで詳しくは調べてはないんですけども。

《 会 長 》

これも昭和35年の最高裁裁判の判例ということで決まったことなんで、要は法律を変えんでも解釈を変えてもらうようにすりゃ、何ら問題はないわけで。それは長谷川代議士の方にも伝えておりますので、自民党の農林水産部会の方でまた検討していただいてという、要望は出しております。

あと、まだ進んでないだろうと思いますけども、3条の、そういう点の改正といいますか、解釈の変更というのは農家の要望ですので、特に今回、こういうふうな形で中間管理機構が入るということで3条が増えるんなら、そういうこともやっぱり、農業委員会の方から言うていかなんだらいけんかなと、いうふうに、また今後、申し入れをしておきますのでよろしくお願いします。

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、薬師寺委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。薬師寺委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は一般住宅が2件、貸資材置き場・貸駐車場が1件、貸住宅が1件、倉庫・作業場が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページから11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《船田委員》

4番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて住宅を建てる、という申請です。それでこの土地は、第三種農地のこの案件については、6月26日に会長さんをはじめ、関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用することによって、周囲に被害はなく問題ないと思います。

5番、説明します。5番も同じように、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、これも住宅を建てるという申請で、この土地は第二種農地の土地になって、これも6月26日に関係者にて現地調査を行っております。この土地で転用することによって、周囲に被害はなく問題ないと思います。

《竹葉委員》

6番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を譲り受けて、◇◇◇◇さんが、当社の建設資材、また車両置き場として利用したいという申請です。この件につきましては、6月26日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っております。この転用による周辺への影響被害はなく、問題ないと思います。以上です。

《末光委員》

7番について説明いたします。譲渡人は遠い所と言うか、これは千葉かな。千葉と奈良と思いますが、2名の方は在住しているため、耕作とかそんな困難であり、今後もしやという、耕作する意思がないということです。一応、所有権の移転になるんですが、それで◇◇◇◇さんかな、この方が賃貸住宅を建築するという事です。それで、6月26日に小清水会長以下5名で現地調査を実施しております。何ら問題ないかなとは思っております。以上です。

《山本委員》

それでは、8番についてご説明します。借受人は、事業拡大の申請地を借り作業場倉庫事務所を建築したいそうで、貸出人は借受人の要望に応じたいそうです。平成5年から農地違反転用になっていますが、始末書の提出もしていますし、今後このようなことの無いよう指導したいと思います。周辺には農地はありません。また被害があれば対応したいと思います。6月26日、現地調査を会長、会長代行、事務局、関係機関で実施しました。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われま
す農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いた
します。続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の
規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、を議題といたしま

す。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、13ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が8,322.00㎡、樹園地が2,201.00㎡、合計10,523.00㎡となっております。所有権の移転は、樹園地が3,874.00㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《船田委員》

24番について説明します。これも、今までは◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇さんが耕作されていましたが、今回、また◇◇◇◇さんが利用権設定することになりました。そして、◇◇◇◇さんは熱心に農業をされていますので、何ら問題ありません。

《松本委員》

25番について説明申し上げます。この件は、ちょうど同じ自治会内の◇◇◇◇さんが亡くなりまして、相続人の◇◇◇◇さん、この方も高齢でありますし農業ができないということで耕作をしてくれる方を探していたんですが、ちょうど親戚の方の◇◇◇◇さん、63歳で農業しておりますが、できる限り協力しようかということで、利用権の設定をすることになりました。何ら問題はないと思います。

《堀田委員》

26番について説明申し上げます。使用賃貸借権の一括方式ということで、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されておりますので、何ら問題ないと思います。

《薬師寺委員》

27番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、何の問題もありません。

《谷本委員》

28番について説明をいたします。所有貸借権の設定でありまして、◇◇◇◇さんは親子関係であります。◇◇◇◇君は熱心に農業されておりますので、何も問題はないと思います。以上です。

《河野秀雄委員》

失礼します、29番について説明をします。これ、権利を設定する者と権利の設定を受ける者が同一人物になっておりますけど、これ、災害の時の引き続きの分で、契約期間が7年の10月から令和22年の1月13日になっておりますけど。使用貸借権設定を一括方式で進めておりますので、何ら問題はないと思います。以上です。

《井上惣一委員》

2、3、4番について説明いたします。2番が◇◇◇◇さん、3番が◇◇◇◇さん、4番が◇◇◇◇さんからの所有権移転です。所有権を受ける◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、真面目に農業をやっておりますので、問題はありません。以上です。

《加賀山委員》

5番について説明いたします。所有者の◇◇◇◇さんは、病気で耕作ができないということで、耕作をしてくれる人を探していましたところ、◇◇◇◇さんが所有権を移転するというので話がまとまりました。◇◇◇◇さんは精力的に耕作をされており、問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
事務局より補足説明をいたします。

《中島次長》

はい、先程のですね、利用権設定の29番の関係でございます。これ、利用権を設定する者と受ける者というのが同一名義になっておるんですけども。災害の関係で、中間管理事業を使ってですね、園地を整備する時に、とにかくその土地が中間管理機構を通した貸借がかかってないといけない、という縛りがありまして。その関係で本人の土地ではあるんですけども、機構を介してその本人に貸し付けるという、ちょっと見た目おかしいんですけど、事業の関係でこのような手続きになっております。以上です。

《 会 長 》

はい、説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案の通り承認することと決定いたします。続いて、議案第4号農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書17ページをご覧ください。

議案第4号農地利用最適化推進委員の辞任について、でございます。

令和7年6月30日付けで渡邊鉄雄委員より辞任の意が表明されたものです。辞任日は令和7年7月31日でございます。

渡邊鉄雄委員におかれましては、JAえひめ南からの団体推薦による農地利用最適化推進委員への就任でございましたが、今般JAえひめ南の役職を定年されることに伴い、辞任の表明をなされたものです。

農地利用最適化推進委員の任命権は農業委員会にありますので、辞任に際しても農業委員会の同意、すなわち総会における過半数の賛成が必要となっております。

なお、本日辞任の同意が得られましたら、明日7月2日から7月31日の期間で補充の委員を募集させていただきます。その募集においては渡邊鉄雄委員が吉田地区担当ですので、吉田地区担当委員として募集させていただくこととなります。

その後、8月中に応募者の資格審査等を行ったうえで、9月1日の総会において新しい農地利用最適化推進委員の任命の同意をお諮りし、議決されましたら9月1日から令和8年10月31日の任期で新たな農地利用最適化推進委員を任命することとなります。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農地利用最適化推進委員の辞任について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案の通り承認することと決定いたします。続いて、議案第5号米の価格高騰対策と安定供給体制の確立を求める意見書(案)について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書18ページをご覧ください。

議案第5号米の価格高騰対策と安定供給体制の確立を求める意見書(案)について、でございます。

冒頭の会長挨拶にもありましたが、先般行われた「令和7年度市町農業委員会会長並びに事務局長会議」におきまして、本会小清水会長が、「令和の米騒動」に対する意見を集約し、関係機関へ提出してはどうか、と提言されたことを受けて、愛媛県農業会議より各市町農業委員会へ意見の提出の依頼があったものです。

意見書作成にあたっては、まず委員の皆様からご意見をいただいて取りまとめすべきかとは存じますが、提出期限が7月末ということで、本日の総会に諮らなければ別に臨時総会開く等の必要が生じるため、会長とも協議のうえ、ひとまず事務局において案を作成させていただきました。

ご提示させていただいたものはあくまで案でありますので、各委員さんより追加あるいは修正のご意見をいただければと考えております。

なお、各市町からの意見は7月末日に締切った後、県農業会議で取りまとめた後、本県選出の国会議員等へ提出するとのこととでございます。

以上でございます。

《 会 長 》

説明が終わりました。挨拶でも申し上げましたように、米産地というのは、東北北海道だけではございません。日本国中に広がっておるわけで、そういう零細な農家、出荷をしない農家につきましても、やっぱり米栽培というのを続けていただきたい、続ける必要があるんじゃないかというのは、私の持論でございます。

農地を守るためにも、そうやって細々と、と言いますか、自分とこで食べる米を作っていたら、そういう農家もですね、必要でございますし、そういう水田が地域のダムとして、災害時の水を溜める。また、災害を未然に防ぐ、軽減するということ

もあろうかと思えますし。そういう農家がですね、また地元でいろんな役についたりということで、地元、田舎をですね、盛り上げていく一因になっているということからも、農業の持っている多面的な機能の1つではないかな、と。

そういう、日本全国の水田を、稲作農家を守るために、そういう所にも目を向けよ、と。決してコストだけではないということ国に訴えるために、こういう意見書を出したら、いうことでございます。何かこの件についてご意見ございませんでしょうか。

この件につきましては7月の24日、お祭りの日なんですが、市の会長会を宇和島で開催するようにしております。その時に各市、町の方から上がったこの意見書の案というのをですね、持ち寄って、そこでまた審議をして、もっとよりよいものを作っていきたいなということを考えております。

もし、米農家の人以外でも構いませんが、こういうこともあるんじゃないかというふうな意見がありましたらまた、後日でも構いませんので事務局の方に、申し入れていたらですね、またそれを、その24日の折にも反映させるような形を採りたい、というふうにも思っております。

他、ご意見ございませんでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

ないようでしたら、採決をしたいと思えます。

お諮りいたします。

議案第5号米の価格高騰対策と安定供給体制の確立を求める意見書(案)について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和7年7月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
